

## 奈良県感染症対策強化事業業務委託 仕様書

### 1. 事業名

奈良県感染症対策強化事業

### 2. 業務目的

新たな感染症危機に備え、県全体の感染症への対応力強化を推進するため、院内感染対策のための「実地研修会」や、医療従事者向け等の感染対策に関する「職種別研修会」を実施し、感染症発生及びまん延防止に必要な知識の習得を図ることを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

### 4. 業務内容

#### (1) 実地研修会

##### ①研修会の実施

院内感染対策に関する知識の習得を目的とした県内各病院の医療従事者等に対する実地研修会を企画・立案し、計画的に実施する。

#### ア 実施概要

実施回数：25回（病院）以内

場所：原則、当該病院内で実施

#### イ 研修内容

院内感染対策における課題等を踏まえ研修内容を企画・立案すること。

ただし、事前に各病院に対し感染対策に関する課題や研修内容のニーズについて、聞き取り調査等を行い、調査結果を踏まえた研修内容とすること。また、実施する病院からの感染対策に関する相談は、適宜対応すること。

#### ウ 開催準備

研修会の日程調整や資料作成等の準備を行い、当日の進行等研修運営を担当すること。

※参加者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

##### ②病院の募集・選定

県内病院を対象に研修会を実施する病院を募集し、可能な限り25病院を選定すること。病院の選定に際しては、感染症対策向上加算を算定していない医療機関を優先して選定するよう努めること。

### ③講師の選定・派遣

講師は、医師又は看護師のいずれかの資格を保有しており、感染症対策の各分野の専門家（感染症専門医、感染管理認定看護師等）とする。各病院のニーズに応じて選定の上、派遣する。

## （２）職種別研修会

### ①研修会の実施

感染症に係る専門的知識や職種ごとに必要な感染症対策に関する知識の習得を目的とした職種別研修会を、企画・立案し、計画的に実施する。なお、職種の選定に当たっては、医師、看護師、薬剤師、検査技師等、感染者の対応を行うことが見込まれる医療に係る職種等から選定すること。ただし、訪問看護師及び訪問介護員等を対象とした研修会については、各1回以上実施するものとする。

#### ア 実施概要

実施回数：8回

場所：対面形式、オンライン形式または両形式を併用できるものとする。

※研修会はオンデマンド配信により一定期間、研修開催後も希望者が視聴できるようにすること。

#### イ 研修内容

感染症対策における職種ごとの課題等を踏まえ研修内容を企画・立案すること。

ただし、事前に関係団体に対し感染対策に関する課題や研修内容のニーズについて、聞き取り調査等を行い、調査結果を踏まえた研修内容とすること。なお、受講者からの感染対策に関する相談は、適宜対応すること。

#### ウ 開催準備

研修会の日程調整、会場の確保、当日の設営、資料作成等の準備を行い、当日の進行等研修運営を担当すること。

※参加者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

### ②受講者の募集

受講者の募集に際しては、当該研修に50人以上（オンデマンド視聴を含む）参加することを目標として、研修会の開催を周知し、希望者を募ること。

### ③講師の選定・派遣

講師は次表に掲げる資格のいずれかを保有しており、感染対策の各分野の専門家とし、各職種のニーズを踏まえ選定し、派遣する。

資格の種類	医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師 ※上記以外の職種を講師とする場合、あらかじめ県の下承を得ること。
-------	---

## 5. 業務実績報告書の提出

業務が終了したときは、業務実績報告書を速やかに県へ電子データで提出すること。

業務実績報告書には、各研修会の概要（聞き取り調査の内容、研修資料一式、質疑応答の内容等を含む）を作成するとともに、当日の研修会の画像（オンライン研修を含む）及び動画（オンデマンド用）を提出すること。

電子データは DVD に格納の上、各メディアの盤面及びケースには、格納データに関する内容を表記すること。（納品：1枚）

## 6. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の費用を含む。

## 7. 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。

また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

加えて本業務における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守るとともに人権の保護に十分配慮すること。

## 8. 再委託の禁止

受託者は、本業務を自ら実施するものとし、本業務の全部又は主たる部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）を第三者に再委託することはできない。ただし、一部業務について実施上必要があり、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、再委託を行った場合において、受託者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。

## 9. 業務体制

契約締結後速やかに統括責任者を定め県に報告すること。

また、業務体制表を作成し提出すること。

## 10. その他

- ① 本業務の遂行について、奈良県の求めにより、随時報告をすること。
- ② 本業務の実施に当たり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- ③ 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、協議の上、定めるものとする。
- ④ 奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号）にのっとり、別紙公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複製又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「県」を、「乙」は「受託者」をいう。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。